

前提条件:中東情勢悪化に起因する納入遅延であること

只今、優先回答を実施中  
「相談フォーム」から  
ご相談ください!!



## ●建築基準法による完了検査●

【未設置でも検査できるケース】

### ケース1 建築基準法/関係規定に支障がない場合

<例> トイレ未設置

(対応)

- ・完了申請書第三面 10.口欄に、未設置の理由を明示 ※10.イは空欄で可  
(例) トイレ未設置(中東情勢に起因する納入遅延) と記載
- ・発注書の写し又は配管等施工状況の写真を提出 ※岩手県からの指導
- ・図面変更は不要、納入後は工事監理者の監督のもと、速やかに施工完了を ※設置後の写真提示不要

### ケース2 建築基準法/関係規定に支障がある場合 【変更手続要!!】 設置しないことで基準適合を再確認する

<例> ユニットバス未設置(高断熱浴槽・シャワー水栓手元止水)

(対応)

- ・必要な変更手続後に検査を実施  
3号物件:ケース1で対応  
3号以外:省エネ基準により以下で対応
  - [仕様基準] 完了時の**軽微** ※高断熱浴槽・水栓の適合条件なし
  - [誘導仕様基準] **計画変更** ※誘導仕様基準(水栓)→仕様基準へ変更 (又は省エネ適判でも可 その場合は完了時の**軽微**)
  - [省エネ適判] 完了時の**軽微** ※高断熱浴槽・水栓で審査済→不利側・**再適判**
- ・完了検査時の留意点 外壁防火構造への適合が必要な場合は、屋内側被覆完了後の検査

【設置後の検査となるケース ※未設置は不可】

### ケース3 建築基準法/関係規定に支障がある場合 【変更手続要!!】 代替品で基準適合を再確認する

<例> 24時間換気の機種変更

(対応)

- ・設置後の検査 ※設置しないと機能しないものは設置後の検査 ※代替品で適合させる場合は、軽微 or 計画変更を判断

<例> 断熱材(壁)の変更

(対応)

- ・基準法、省エネ法に分けて検討を実施し、軽微 or 計画変更を判断  
<★注意★>断熱材の種別変更は、慎重に検討してください。省エネ法に適合したとしても、基準法に適合しない場合があります。  
防火構造への適合が必要な場合は、告示仕様又は大臣認定仕様の範囲内での変更であるかを必ず確認してください。

- ✓事務連絡・令和8年4月13日  
【構造方法等の認定を受けた仕様に適合しない構造方法又は建築材料が使用された建築物の対応について】
- ✓国住指第154号/国住参建第1585号・令和7年6月30日  
【大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することについて】

## ●フラット35適合証明による竣工現場検査●

【未設置でも検査可、条件あり】

(条件)

- ・検査済証が交付されていること ※リノベ等は除く
- ・未設置以外のすべての技術基準に適合していること
- ・融資利用者が未定(建売住宅)でないこと

(提出書類)

- 1.申出書
- 2.請負契約書又は売買契約書の写し ※申出書の融資利用者氏名と契約書の契約者氏名が一致していること

●建設評価/性能証明による現場検査● ※建築基準法と同様の扱いで検査を実施します。

●瑕疵保険による現場検査● ※現場等での『聴収』により判定 一部未施工の場合は事前にご相談ください。